

保護者各位

小田原市立酒匂中学校
校長 高松 宗

授業等の再開と6月の教育活動について

新緑の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染まん延防止に係る臨時休業につきましては、御理解、御協力をいただき改めて感謝申し上げます。

小田原市教育委員会より別紙のとおり、「5月中に緊急事態宣言が解除された場合には、6月1日から授業等を再開する」旨の通知がありました。これを受け、本校においても感染症対策と生徒の学びの保障の両立を前提に、次のとおり授業等を再開します。保護者の皆様には今後も様々なお願いをすることがあるかと思いますが、何卒御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、改めて対応について連絡しますので御承知おきください。

1 授業再開日 令和2年6月1日(月)【5月中に緊急事態宣言が解除された場合】

2 授業再開における基本的な考え方

- (1) 感染リスク低減と段階的な授業再開の観点から、12日(金)までは分散登校とします。
- (2) 給食の開始は15日(月)を予定しています。清掃については、6月中は行いません。
- (3) 机や椅子等の除菌や換気・手洗いの徹底、3密の回避など可能な限りの感染防止対策を講じます。
- (4) 体調不良や不安による欠席等については、インフルエンザ等に罹患した場合と同様の「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。

3 6月1日(月)～12日(金)までの日程

12日(金)までは、出席番号の前後半に分けての分散登校とし、午前又は午後のどちらかの登校になります。お弁当の持参等はありません。

	午前登校	午後登校
開場時間	7:50	12:40
登校時間	8:10	13:00
朝(昼)学活(読書)	8:10～8:25	13:00～13:15
1校時	8:35～9:20	13:25～14:10
2校時	9:30～10:15	14:20～15:05
3校時	10:25～11:10	15:15～16:00
帰りの学活	11:15～11:30	16:05～16:20
部活動(3日より)	なし	16:30～17:30

【Aグループ→出席番号1番～17番】【Bグループ→18番～最後】

	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)
午前登校	A	B	A	B	A
午後登校	B	A	B	A	B
	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)
午前登校	B	A	B	A	B
午後登校	A	B	A	B	A

- ・さかわ級は、すべて「午前登校」となります。
- ・開場時間前は校舎に入れませんので、早い時間の登校は控えてください。

4 6月15日(月)以降の日程

全校一斉の登校を再開します。給食も再開され、通常の1日日程となります。ただし、清掃は6月中は行いません。

授業については、可能な限り少人数授業などを実施し、3密を回避するよう努力します。

5 部活動について

顧問が活動場所に常駐するとともに、なるべく3密を避ける練習や活動を行うなどの対策を講じながら、次のように段階的に部活動を再開します。また、1年生については仮入部期間を6月3日(月)～19日(金)とし、この間は平日放課後の1時間程度の参加とします。

【6月1日(月)～12日(金)】

- ・3日(水)より、午後登校の生徒のみ、希望者を対象に体を動かす程度の運動や作業等を行う部活動を1時間程度行います。午前登校では部活動(朝練習)は行いません。
- ・6日(土)、7日(日)は一切行いません。

【6月13日(土)、14日(日)】

- ・各部活によっては、土日どちらかで2～3時間程度の活動を校内で行います。活動の有無や詳細については顧問から連絡します。ただし、1年生は参加できません。

【6月15日(月)以降】

- ・平日の放課後は、通常の活動(週1回以上の休養日あり)としますが、活動時間は2時間程度とし、最終下校時刻を17時30分とします。なお、職員会議や出張など、顧問が活動場所に常駐できない場合はお休みとします。
- ・平日の朝練習については、6月中は一切行いません。
- ・1年生は19日(金)までは、放課後1時間程度の活動とします。
- ・休日は、各部活によっては、土日どちらかで2～3時間程度の活動を校内で行います。活動の有無や詳細については顧問から連絡します。入部届を提出した1年生も参加できます。

6 その他、連絡事項

- ・引き続きマスクの着用と毎朝の検温をお願いします。また、手を拭くタオルやハンカチ等を複数枚持参させてください。
- ・体調不良や登校することに不安がある場合は、登校を控えてください。個別に対応させていただきます。また、学校内で発熱するなど体調を崩した場合は、原則保護者引き取りによる早退とさせていただきますので連絡の取れる体制をお願いします。
- ・「登校が不安」や「体調が悪い」等安心して言える雰囲気づくりや心ない言葉に対する指導の徹底、教育相談の実施など、学校再開において、生徒一人ひとりにきめ細かく目を配っていくつもりですが、何か心配事や相談したいことがありましたら、遠慮なく学校に御連絡ください。

問い合わせ先

教頭 綾部 敏信

電話 47-3344

令和2年（2020年）5月22日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立小・中学校の対応について

お知らせ⑧－6月1日からの授業等の再開について

新型コロナウイルス感染症対策のため、本市では、政府の緊急事態宣言及び神奈川県からの協力要請を踏まえ、市立小・中学校を臨時休業としておりますが、**5月31日（日）までに緊急事態宣言が解除された場合には、6月1日（月）から授業等を再開することとします**ので、お知らせします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中の児童生徒の見守りや学習支援等に多大なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

これからは、**社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の予防対策をとりながら生活していかななくてはならないという認識に立ちつつ、児童生徒の健やかな育ちと学びを保障することとの両立が求められています**。学校は保護者の皆様のご協力をいただきながら、感染症予防対策を講じ教育活動を再開しますので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。

授業等の再開に当たっては、学校では、感染者や濃厚接触者、医療等に従事される方々への偏見や差別につながる行為は断じて許されないことを児童生徒の発達段階に応じて指導しますので、ご家庭でもご指導くださるようお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言が延長された場合など、本日のお知らせの内容を見直すこととなった場合には改めてお知らせしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 6月以降の学校生活における感染症予防対策について

- ・学校では、別紙1のとおり、児童生徒の健康管理、環境衛生等に配慮して授業等を実施します。
- ・**発熱や咳、体の強いだるさ等で登校できなかった場合、医師の診断書がなくても出席停止の扱いとします。その際には必ず学校へご連絡ください。また、医療的ケアが日常的に必要な場合や基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のために欠席する場合、保護者の意向により感染予防のために欠席する場合においても「欠席」の扱いとはなりませんので、学校にご相談ください。**

2 今年度の教育活動について

- ・学校では、**行事の見直しや学習活動の重点化を図るとともに、児童生徒が身に付けるべき学力や学習内容を全教職員が共通理解し、教育活動の質の充実を図ります**。その際、児童生徒に過度な負担がかからないように努めます。
- ・**授業等は、できるだけ直接の身体接触や至近距離での会話等をする必要がないよう工夫して実施します**ので、ご家庭でも、休み時間や給食の時間を含めた学校での過ごし方、登下校時の密集や接触を避ける行動等について、お子様にご指導ください。なお、対策を講じても感染の可能性が高い活動については、指導計画を変更し当面の間実施しません。

（例）音楽科での密な状態での歌唱指導、体育科・保健体育科での児童生徒が密集する運動、学習発表会や交流会など多数の児童生徒や校外の方と接触する活動等。

- ・学校行事については、感染症防止の基本留意事項を踏まえ、実施内容や場所、時期を工夫して実施します。また、当面の間、校外学習は電車やバスを利用しない範囲で実施します。

3 学校再開直後の2週間（6月1日～12日）の教育活動について

- ・長期の休業が続いていた児童生徒の生活リズムを回復するため、この間は段階的に教育活動を進めることとし、児童生徒は午前又は午後のみ登校とします。
- ・教室内での活動については、児童生徒の席の間に可能な限り距離（おおむね1～2m）を確保して実施します。必要な距離が保てない場合は、空き教室等を使用して学級を分けたり、普通教室より面積の広い特別教室等を使用したりするなどの配慮をして教育活動に取り組みます。学校規模により、児童生徒が登校する日を分けたり、時間帯をずらしたりする場合がありますので、ご理解ください。
※詳細は各学校からお知らせします。

4 夏季休業について

- ・8月1日（土）～23日（日）の予定です。

※7月21日（火）～31日（金）、8月24日（月）～31日（月）は授業日となります。（土曜日、日曜日は休みとなりますが、祝日の7月23日（海の日）、24日（スポーツの日）は授業日とする予定です。）

5 給食について

- ・6月15日（月）から実施する予定です。

- ・座席は対面を避けるなどの工夫をします。また、給食前の手洗いの徹底や、給食時間中に立ち歩いたり、会話をしないよう指導しますので、ご家庭でもお子様へご指導ください。
- ・配膳については、給食当番にあたる児童生徒の健康状態を確認し実施します。配膳の際はマスク・白衣の着用と手洗いを徹底します。
- ・当面の間、配膳時間の短縮や喫食時間の短縮を考え、配膳しやすい献立にし、品数を減らす工夫をします。また、パンは個別包装に変更します。
- ・6月15日～8月31日の授業日については、給食を実施する予定です。（ただし、7月23日（海の日）、24日（スポーツの日）、8月24日、25日の4日に限り、給食はありません。）
- ・給食費は7月6日（月）から引き落としを開始し、6月分及び8月分は年度末までに別途調整します。

6 部活動について

- ・部活動を実施する場合には、校内での活動とし、1日の活動時間をできるだけ短時間とします。なお、当面の間、授業日の朝練習は中止するほか、校外での練習試合、交流会等への参加は見合わせます。

7 放課後児童クラブについて

- ・6月1日（月）～13日（土）までの間は、原則として午前8時から午後6時30分まで開所します。（ただし、学校の規模等により、児童全員が登校する時間帯がある場合には、その時間帯に閉所することがあります。）
- ・土曜日や長期休業中の開所と同じ扱いとなりますので、お弁当や水筒を持参してください。
- ・6月15日（月）以降は、各学校の日課に応じて、通常の開所時間となります。これまでのようにご利用の自粛をお願いするものではありませんが、お子様の密集状態等を防ぐため、可能な範囲でクラブのご利用をお控えくださるようご協力をお願いします。

教育委員会へのお問い合わせ先

放課後児童クラブに関すること	教育総務課	33-1731
感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
給食に関すること		33-1694
教育課程全般に関すること	教育指導課	33-1684

健康管理、環境衛生等について

1 家庭における健康管理について

- (1) 毎朝、家庭でお子様の検温及び健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控えてください。
- (2) 毎朝、健康観察の結果を健康観察票へ記載し、健康観察票は登園・登校時にお子様に持参させてください。
- (3) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事をこころがけてください。

2 学校における環境衛生等について

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮します。
- (2) 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。

なお、消毒液として使用するため、新型コロナウイルスの消毒に効果が期待できる微酸性次亜塩素酸水生成装置を、5月末を目途に各小中学校に設置します。

3 手洗いについて

基本的な感染症予防対策として、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう指導します。お子様には必ず、登園・登校の際に手を拭くタオルやハンカチ等を複数枚持参させてください。

4 マスクについて

学校では、児童生徒等にマスクを着用するよう指導します。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底します。お子様には必ず、登園・登校の際にマスクを着用させてください。

5 学校で児童生徒等の発熱等を確認した場合の対応について

- (1) 児童生徒等に発熱等を確認した場合は、早退の判断をし、保護者へ連絡をします。帰宅後は、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。
- (2) 帰宅後、少なくとも以下、ア～ウのいずれかに該当する場合は、すぐに保護者から「帰国者・接触者相談センター（045-285-1015）」やかかりつけの小児医療機関等に電話などで相談してください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

ウ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

6 児童生徒等が感染者又は濃厚接触者に特定された場合

お子様が感染者又は濃厚接触者に特定された場合は、学校・園での感染防止及び児童生徒等の健康状態を確認するため、保護者から学校へ電話等で必ず連絡してください。